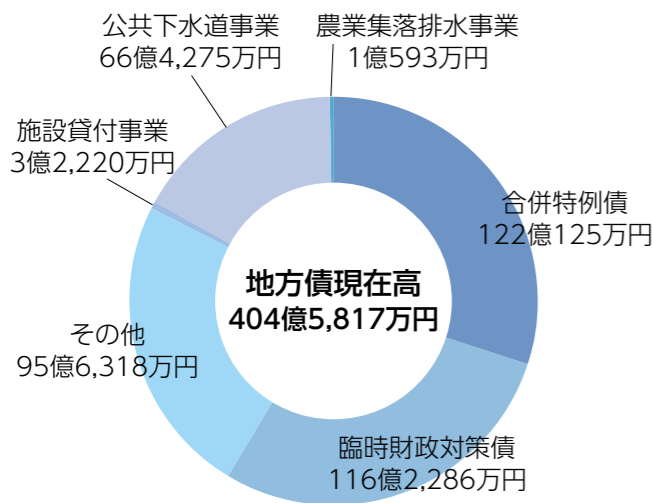


公営企業会計

地方公営企業法が適用される事業を一般会計として区別して経理する会計のことです。

公営企業会計名	区分		予算額A	執行額B	執行率 (B/A)
下水道事業	収益的収支	収入額	11億8,167万円	7億1,888万円	60.8%
		支出額	12億 482万円	1億7,518万円	14.5%
	資本的収支	収入額	5億5,417万円	6,685万円	12.1%
		支出額	10億7,602万円	3億6,427万円	33.9%

地方債・一時借入金



令和4年度上半期（令和4年9月30日現在）における一時借入金はありません。

市民1人当たりの地方債現在高※
69万8,506円
臨時財政対策債・合併特例債を除く場合
28万7,185円

地方債とは、公共下水道や道路、公共施設の整備など、多額の費用が掛かる事業の財源とするため、国や銀行などから長期にわたって借り入れている資金です。

合併特例債

合併した市町村のまちづくりに必要な事業の財源として借り入れる地方債です。償還費用の70%が国から地方交付税で補てんされます。

臨時財政対策債

国から交付される地方交付税の不足分を補うために借り入れる地方債です。償還費用の全額が、将来的に国から地方交付税で補てんされます。

観音寺市の家計簿

令和4年度上半期の財政事情

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財政事情をお知らせします。（令和4年9月30日現在）

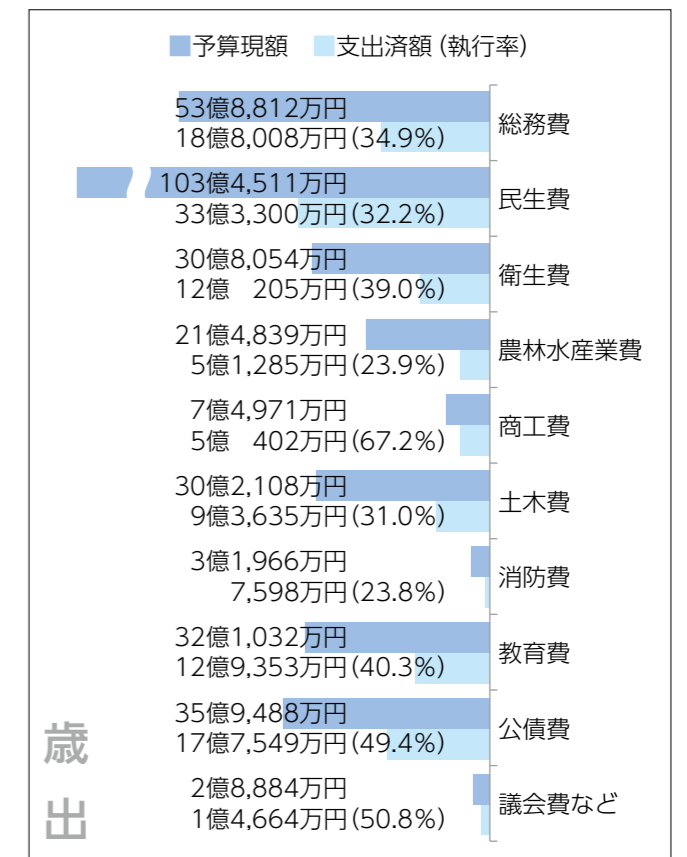
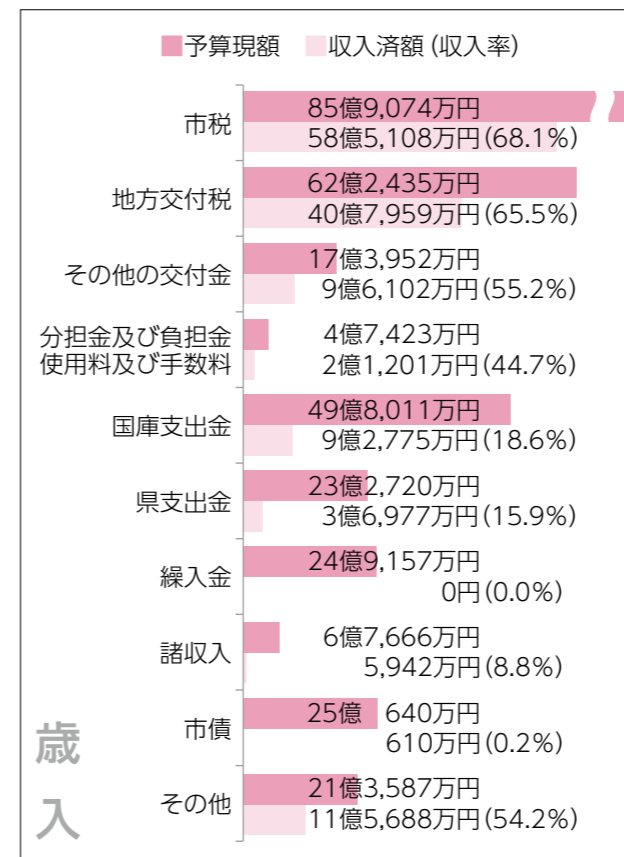
問い合わせ先 一般会計ほか 総務課 財政係 ☎23-3900 ☎23-3920
公営企業会計 下水道課 庶務普及係 ☎25-6890 ☎25-2479

一般会計

予算現額 321億4,665万円

収入済額 136億2,362万円 (収入率42.4%)

支出済額 116億5,999万円 (執行率36.3%)



市の財産

基金

市民1人当たりの基金現在高※
13万9,037円

基金は、家庭でいう「貯金」に当たります。年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金と、特定の目的のために積み立てている特定目的基金があります。

財政調整基金	35億1,479万円
その他の基金	45億3,840万円
合計	80億5,319万円

市有財産

土地 11,349,400㎡
建物 287,364㎡

※市民1人当たりの地方債、基金現在高は、人口57,921人（令和4年10月1日現在の住民基本台帳による）で計算

特別会計

特定の目的のために設置し、一般会計とは区別して経理する会計のことです。

特別会計名	予算現額	収入済額 A	支出済額 B	差引額 A-B
施設貸付事業	6,580万円	5,932万円	2,654万円	3,278万円
国民健康保険事業	75億2,800万円	32億1,128万円	28億 723万円	4億 405万円
国民健康保険伊吹診療所	6,734万円	1,044万円	2,239万円	△1,195万円
後期高齢者医療事業	10億4,700万円	3億3,453万円	2億1,826万円	1億1,627万円
介護保険事業	59億6,447万円	24億7,101万円	22億8,854万円	1億8,247万円
介護予防サービス事業	3,125万円	750万円	1,371万円	△621万円
栗井財産区	401万円	401万円	22万円	379万円
栗井坂瀬山林	1,610万円	1,610万円	6万円	1,604万円

市・県民税（住民税）、国民健康保険税等の 申告相談が始まります

問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922

申告相談期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※感染症対策として、申告相談会場に来場の際は、マスクの着用および手指消毒のご協力をお願いします。

申告する所得の期間 令和4年1月1日～12月31日

地区	受付会場	2月	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:00)
豊浜	豊浜中央公民館 2階講堂	16日(木)	本町、中之町	上田井、東町、港町、南
		17日(金)	東浜、須賀	北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林
		20日(月)	長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手	関谷、堀切、西原、箕浦
大野原	大野原中央公民館 3階講義室	21日(火)	高尾、大造、大福、大道、上中、下中	中村、早本、道上、笠松、寺家
		22日(水)	海老濟、有木、田野々、尾合谷、内野々、井関	四軒屋、白坂、石砂
		24日(金)	残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、札幌ビレッジハウス大野原	屋敷、瀬後、豆塚、雉子原
伊吹	伊吹支所	25日(土)	伊吹町	伊吹町
大野原	大野原中央公民館 3階講義室	27日(月)	高松、上杉林、下杉林、辻	西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋、十三塚、林
		28日(火)	花稲（花稲北、本村、中林、先林）	中姫（赤岡、東村、中央、安井）
地区	受付会場	3月	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:00)
大野原	大野原中央公民館 3階講義室	1日(水)	池之内、福田原、丸井南、柏原	西丸井、丸井北、青岡、宮前、中関
		2日(木)	柞田町（八丁、山王、下野、北岡、玉田）	柞田町（大畑、油井、山田）
観音寺	市役所 2階 203会議室	3日(金)	原町、柞田町（黒淵）	柞田町（上出、中出）
		6日(月)	柞田町（下出）	吉岡町
		7日(火)	本大町	中田井町、古川町
		8日(水)	栗井町（上野、奥谷、宮下団地）、木之郷町	栗井町（出晴、信末、本庄、常次、竹成）
		9日(木)	室本町、高屋町（西上、西下）	高屋町（西上、西下以外）
		10日(金)	茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町	坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、駅通、三架橋通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若
		13日(月)	南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町	植田町
		14日(火)	流岡町	村黒町、出作町
		15日(水)	新田町	池之尻町

申告に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カード+運転免許証、保険証など）
- 事業所得（農業、営業など）や不動産所得がある人は、収支内訳書が必要です。事前に収支内訳書を完成させ、収入や必要経費が分かる帳簿や領収書なども申告相談会場へ持参してください。
- 給与、年金の源泉徴収票
- 一時所得（生命保険一時金、損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金、太陽光発電売電収入など）がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書、寄附金などの支払証明書
- 医療費控除の明細書。事前に明細書を完成させ、申告会場へ持参してください。なお、領収書は確定申告期限等から5年間は自宅などで保管が必要です。
- 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は親族関係書類と送金関係書類
- 通帳口座番号（所得税の還付や納付がある人のみ）

申告が必要かどうか確認してみましょう

申告について

- 確定申告（所得税の申告）をした場合は、住民税の申告は必要ありません。住民税申告は令和5年1月1日現在、観音寺市に住所があった人が対象です。
- 所得税の源泉徴収税額があり所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- 以下(A～C)は申告が必要か簡易的に判断するもので、当てはまらない場合もあります。詳しくは税務課市民税係まで問い合わせてください。

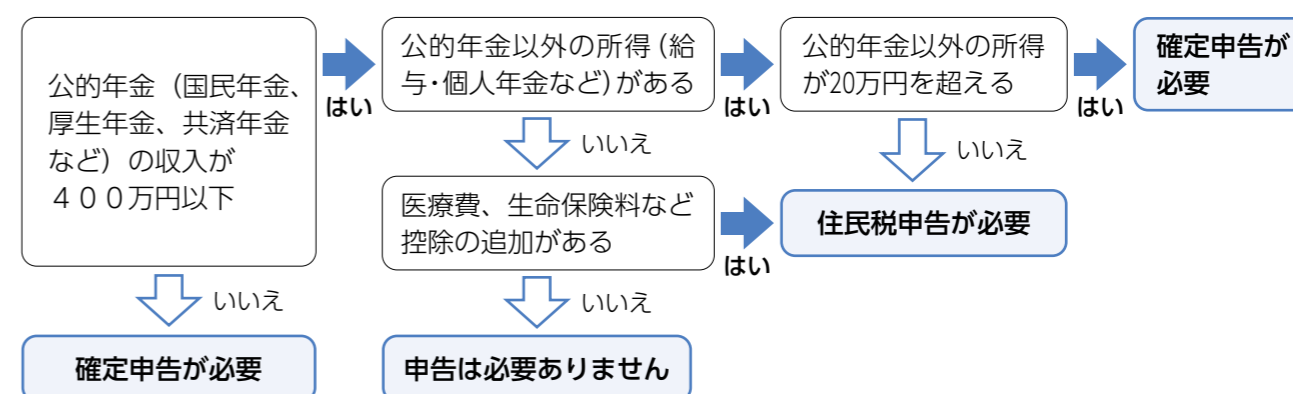
A 令和4年中に収入がなかった人

※遺族年金、障害年金、失業給付金等の非課税所得のみの方も該当します。

原則申告不要です。ただし、以下に該当する人は住民税申告が必要になる場合があります。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している
- 市営住宅に入居している
- 国民年金保険料の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける
- 課税（非課税）証明書の交付が必要である

B 主に公的年金の収入があった人



C 主に給与収入があった人

年末調整をされている場合、原則申告不要です。ただし、以下に該当する人は確定申告が必要になる場合があります。

- 年末調整の内容に変更がある
- 年末調整が済んでいない
- 医療費、寄附金など控除の追加がある
- 20万円を超える給与収入以外の所得がある
- 2カ所以上から給与を受け、年末調整していない給与額とその他の所得の合計額が20万円を超える
- 給与収入が2千万円を超える

D 以下に該当する人

市の申告相談会場では申告ができません。観音寺税務署やe-taxで申告してください。

- 土地や建物の売却による譲渡所得がある
- 上場株式の売却による譲渡所得がある
- 上場株式の配当所得がある
- 初めて所得税の住宅借入金等特別控除を受ける
- 青色申告、死亡した人の確定申告（準確定申告）をする

観音寺市 LINE 公式アカウント はじまります!



あなたの欲しい情報が
メッセージで届く!

QRコードで登録
「友だち追加」の「QRコード」から

検索で登録
アプリ内の「公式アカウント」から

観音寺市 で検索

観音寺税務署からのお知らせ

問い合わせ先 観音寺税務署 ☎25-2191

確定申告書等作成コーナーが便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自宅のパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書等が作成できます。作成した申告書等は、e-Tax（電子申請）または印刷して郵送で提出できます。

●注意

e-Taxの利用には、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。



確定申告書
作成コーナー



動画で見る
確定申告

確定申告はe-Taxがおすすめです

【スマートフォンで申告】

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力できます。青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能になりました。



【パソコンで申告】

用意するものは次の2つ



スマホがIC
カードリーダ
ライタの代わり
に!

確定申告会場

期間	2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日、祝日を除く
受付時間	午前8時30分～午後4時 ※混雑状況により、早めに受け付けを 終了する場合があります
相談開始	午前9時～
会場	観音寺税務署

●注意

- ・会場開設前は、作成済みの申告書などの提出のみ受け付けています。
- ・会場の混雑緩和のため、入場には整理券が必要です。会場当日配付またはLINEで事前発行します。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。
- ・入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にe-Taxを利用してください。

国税庁公式
LINEは
こちら



申告相談の準備書類

- ①マイナンバーが分かるもの
- ②前年の控え
- ③確定申告のお知らせがき
- ④給与や公的年金等の源泉徴収票
- ⑤配当等の支払調書
- ⑥特定口座年間取引報告書
- ⑦収支内訳書または青色申告決算書
- ⑧社会保険料控除証明書、国民年金払込証明書
- ⑨医療費控除の明細書
- ⑩生命保険料控除証明書
- ⑪地震保険料控除証明書
- ⑫寄附金関係書類（領収書など）
- ⑬住宅借入金等特別控除等関係書類
- ⑭還付金振込口座番号の分かるもの（申告者本人名義のもの）

●注意

「収支内訳書または青色申告決算書」および「医療費控除の明細書」は必ず書類を事前に作成して来署してください。事前に作成できていないと、受け付けできない場合があります。

「観音寺ホッとメール」運用を終了します

市政情報配信のため、約15年間運用していた「観音寺ホッとメール」は、システム老朽化のため、令和5年3月31日で運用を終了します。利用者に、より迅速かつ確実に情報をお届けするために、新サービス「観音寺市LINE公式アカウント」に移行します。観音寺ホッとメールを利用している皆さんは、観音寺市LINE公式アカウントの登録をお願いします。

スマートフォン教室を開催します

スマートフォンをうまく使いこなせていない人、購入したものの使い方が分からない人向けに、電源の入れ方や電話のかけ方、インターネット、カメラ、LINEやアプリの使い方など基本的な操作をお伝えします。ぜひ気軽に参加してください。



月日	時	場所
1月12日(木)	午前10時30分～ 午後1時～ 午後2時30分～	豊浜福祉会館
1月19日(木)	午前10時～	観音寺東公民館
	午後1時～ 午後2時30分～	観音寺中央公民館

人数 各回8人（先着順）
対象 市内在住でスマホを持っている人 料金 無料
申し込み先 (株)モバイルコム ☎089-989-7003
(平日午前10時～午後5時30分)

問い合わせ先 企画課 情報統計係 ☎23-3917 ©info@city.kanonji.lg.jp